

【表紙】
【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第4項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所 弁護士 石川 耕治
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内2 - 1 - 1 明治生命館7階
【報告義務発生日】 該当事項はありません。
【提出日】 平成21年12月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項はありません。
【提出形態】 該当事項はありません。
【変更報告書提出事由】 該当事項はありません。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	NECエレクトロニクス株式会社
証券コード	6723
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 (市場第一部)

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	レトコ プロッソウ アンド アソシエイツ インク (Letko, Brosseau & Associates, Inc.)
住所又は本店所在地	カナダ国 ケベック州 モントリオール スイート 2510 マックジル カレッジ アヴェニュー 1800 (1800 McGill College Avenue, Suite 2510, Montreal, Quebec Canada H3A 3J6)
事務上の連絡先、担当者名及び電話番号	東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館7階 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同 事業法律事務所 弁護士 池田 知美 03(4550)2800

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	
訂正前	株式等の保有割合の1%以上の増加に伴い、平成21年11月26日に変更報告書の提出義務が発生したとして、平成21年11月30日に変更報告書No. 2を提出した。
訂正後	実際には平成21年11月26日時点で株式等の保有割合が1%以上増加しておらず、変更報告書の提出義務が発生していなかったことが判明。よって平成21年11月30日提出の変更報告書No. 2を取り下げる。